

令和5年7月

2023年

7月

中央公民館 今月のお知らせ



お問い合わせ 中央公民館 752-3080
春日部市粕壁6918番地1

★NEWS★ 施設からのお知らせ

5月から、各部屋の予約方法や使用料支払い等の手続きが「通常の手続き」となりました。詳細は、来館時に窓口の職員までご確認ください。

● 講堂 ●

月日	催し物の名称 概要等	開催時間	主催等
7/21(金)	かすかべ歌声ランド 例会	14:00~16:00	かすかべ歌声ランド kuland@mbr.nifty.com 次回は8月4日(金)予定
7/23(日)	春日部・庄和マジッククラブ 合同発表会	13:30~16:00 (13:00 開場)	春日部マジッククラブ 庄和マジッククラブ (直接会場へ)

※会場の定員は351名。定員を超えた場合等、入場をお断りすることがございます。

※一般利用団体の「講堂」、「ギャラリー」等における催し物につきましては、事前にご提出いただいている「催物計画概要書」をもとに、毎月初旬に発行する『今月のお知らせ』に掲載させていただいております。概要書の提出がない場合など、詳細が確認できない際は掲載できないことがあります。(掲載を希望しない場合はお申し出ください)

● ギャラリー ●

月日	催し物の名称 概要等	開催時間	主催等
7/15(土)	うたごえかすかべ	13:30~16:30	異文化芸術交流会 090-4398-9803 (大岩) 次回は8月12日(土)予定
7/16(日)	名曲を歌う会	14:00~	名曲を歌う会 090-4827-0110 (稲葉)

※会場の定員は200名。定員を超えた場合等、入場をお断りすることがございます。

■ 注意事項 ■

1. 主催事業以外の催し物に関しては、各主催者へお問い合わせください。
2. 主催事業以外の入場券等の取り扱いは、公民館では一切行っておりません。
3. 記載の日程以外にも、サークル等(一般利用者)の利用があります。施設利用をご希望の方は、中央公民館窓口までお問い合わせください。

※ 新型コロナウイルス感染拡大の状況等によっては、催し物が中止となる場合があります。

● 主催事業 ●

注)裏面にも主催事業のお知らせあり

催し物の名称	開催日時	内容等	定員	受付・締切
第30回 春日部市民 県展入選作品展 会場：ギャラリー	7/4(火) ~7/9(日) 10:00~17:00 (最終日は16:00まで)	第71回埼玉県 美術展覧会の入賞作 品、入選作品を展示	—	自由観覧
田口 菜々子 電子オルガンリサイタル 会場：講堂	7/8(土) 14:00~16:00 (13:30 開場)	春日部市出身のエレク トーン奏者によるソロ リサイタル	351名 (チケット制)	整理券(チケット) をお持ちの方から 先着順で入場
年少リーダー研修会 第1回研修会 (宿泊研修事前説明会) 会場：講堂	7/22(土) 9:30~12:00	8月23~25日に国立 那須甲子青少年自然の家 での宿泊研修を実施。 9月以降市内で月1回 程度の研修会を実施	市内在住 小学校 5・6年生 30名	詳細は広報または 公民館だよりを (先着順) ※7/1 時点定員に 空きあり!!

裏面
も
ご
覧
下
さい

☀ 7月の休館日 3日(月)、10日(月)、17日(月/祝)、18日(火)、24日(月)、31日(月)

夏休み企画展示会 宇宙をさわる  会場：ギャラリー	7/25(火) ～7/30(日) 9:00～17:00 (初日は13:00から 最終日は16:00まで)	「見る」「聞く」に加えて地球などの3D模型や点図パネルを「触る」ことで宇宙を理解	—	自由観覧
かすかベカフェ  最適な「MY ライフ & エンディング」を考えよう	7/27(木) 13:30～15:00	これからのこと、家族に託したいもの、記録のしかたなどを学習	30名	先着順 ※7/1 時点定員に空きあり!!
健康をかんがえる  (春日部えんJOYトレーニング) 会場：講堂またはギャラリー	①7/5(水)、②7/12(水) ③7/19(水)、④7/26(水) 各回とも10:00～11:15 春日部えんJOYトレーニング(健康体操)を中心に実技を行い健康の維持・増進を図る			現在、新規参加者の募集は見合わせています。 新規参加者を募集する場合は公民館だより『桐のまち』などでご案内します...

連載別

公民館の役割について



—「今月のお知らせ」裏面をご覧くださいありがとうございます！—

令和3年5月号より、お知らせの裏面を活用して「公民館の役割」について掲載しています。
あなたの知らなかった公民館の一面が、見えてくるかもしれません!?

公民館とは・・・公民館の運営(その1)

1. 運営の原則 公民館は、社会教育法に基づき、市町村の社会教育行政の一部に位置づけられています。(社会教育法第21条第1項)。平成15年以降は、地方自治法の一部改正により指定管理者制度が生まれ、公民館の管理・運営にも導入されています。なお、春日部市の公民館は、すべての館が市による管理・運営体制となっています。(令和5年6月現在)

公民館の運営の原則には次の3つがあります。

①「地域性」

公民館は、行政が地域住民ニーズを把握し、地域が抱える様々な教育課題への対応などについて、主導的に学習機会を企画し、自ら提供することができる地域の学習拠点である。

②「教育専門性」

すべての活動に、社会教育的な観点に基づいた専門的な配慮がなされている。

③「公共性」

公民館は、年齢、性別、職業等を問わず、全ての人に関われた場所として運営している。

2. 公民館の仕事 公民館にはさまざまな役割があり、社会教育法第22条には次の6つの事業が掲げられています。

一 定期講座を開設すること。

中央公民館を会場にする講座でいえば、粕壁地区を対象に実施中の「かすかベカフェ」、「健康をかんがえる」 「婦人講座」など継続的に開催する学習会などが該当します。

二 討論会、講習会、講演会、実習会、展示会を開催すること。

単発的な学習講座や、各種展示会など、時節に応じて実施している主催事業がこれに該当します。

三 図書、記録、模型、資料等を備え、その利用を図ること。

図書の貸出しや、資料の閲覧などができるのも、市内の公民館の特徴です。

四 体育、レクリエーション等に関する集会を開催すること。

地区体育祭の運営を担うほか、体育、レク関係の主催事業を展開しています。

五 各種の団体、機関等の連絡を図ること。

自治会、学校、PTA、いきいきクラブ、更生保護女性会、地域包括支援センターなど…様々な地域の団体・機関と連携し、公民館活動や地域活動の中心となっています。

六 その施設を住民の集会その他の公共的利用に供すること

貸館業務がこれにあたります。地域の人たちが様々な活動を行うために、身近で気軽に利用できる活動場所として、公民館が大きな役割を果たしています。

▶ 次回は「公民館の運営その2」を特集します！